

## 広尾サンタランド・ジャズスクール規約

### 第1条 名称

会の名称を「広尾サンタランド・ジャズスクール」とする。

### 第2条 所在地

代表の自宅に事務局を設置し、会内外との事務連絡及び渉外等を行う。また、広尾町教育委員会社会教育課において事務局の補助を行う。

### 第3条 目的

本会は、小学生から高校生までを対象としたジャズスクールを開講し、ジャズの演奏やその他の活動を通じて子供達の自主性、積極性、表現力、協調性を育むことなどを目的とする。

### 第4条 会員

本会の会員は、下記のとおりとする。

#### (1) 受講生

小学校1年生から高校3年生

#### (2) サポーター

第3条の目的に賛同しボランティアにてスクールの活動を手伝うことができる音楽が好きな方

### 第5条 活動内容

本会は、第3条の履行のため、下記の活動を行うこととする。

#### (1) 定期練習 月2回程度実施（土又は日曜日等）

講師：プロミュージシャン、サポーター（町内楽器経験者）等

時間：3時間程度

#### (2) 演奏活動 町内外イベント等への出演、道内遠征への参加等

#### (3) その他 参加者同士、地域の個人及び団体、他地域のジャズスクール等との交流や奉仕活動など

### 第6条 活動場所

本会の通常の活動場所は、旧広尾小学校2階とする。

### 第7条 会議

本会の会議は、総会及び運営会議とし、下記のとおりとする。

#### (1) 総会 全会員を招集し、年1回開催

#### (2) 運営会議 役員を招集し、必要に応じて開催

#### (3) サポーター会議 サポーターを招集し、必要に応じて開催

## 第8条 役員

本会は、運営の統括のためサポーターの中から下記の役員を総会で選出する。任期は特に定めず、必要があれば交代する。また、他の役職との兼任は妨げない。

- (1) 代表：1名
- (2) 副代表：1名
- (3) 事務局長：1名
- (4) 会計：1名
- (5) 監査：2名

## 第9条 会費

会員は、下記の会費を納入する。

- (1) 受講生 1か月1,000円
- (2) サポーター 会費は納入しない。

## 第10条 会計

本会は、主として会員から徴収する会費、負担金、その他寄付金、交付金等を財源として運営する。会計は、出納帳をつけ、予算書及び決算書を作成し、総会で審議する。会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

## 第11条 運営

1年間の活動計画については、総会で決定する。

毎回の活動については、運営会議で決定する。但し、運営会議を開催するいとまがない場合は、役員相互の連絡等により代表が意思決定を行う。

付 則

この会則は、平成26年4月25日より実施する

付 則

この会則は、平成29年4月19日より実施する